三七五　住宅瑕疵担保責任法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件　二七　六
三七六　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二七　六
三七七　三七八　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　五
三七九　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二八　六
三八〇　国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件　二八　六
三八一　三八二　国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件　二八　六
三八三　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二八　六
三八四　三八五　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定等をした件　二八　七
三八六　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二八　六八　三五
三八七　三九一　高速自動車国道に関する件　二八　六八　三六
三九二　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二八　六八　三七
三九三　軌道事故等報告規則の一部を改正する件　二八　六八　三七
三九四　技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する件　二八　六八　三七
三九五　都市計画に関する件　二八　六八　三八
三九六　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第二十一条第一項の規定に基づく使用の認可の告示　二八　六八　三八
三九七　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する件　二八　六八　三八
三九八　成田国際空港の施設変更許可申請があった件　二八　六八　三九
三九九　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件　二八　六八　四〇
四〇〇　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件　二八　六八　四〇
四〇一　航行援助施設利用料に関する告示の一部を改正する件　二八　六八　四一
四〇二　航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件　二八　六八　四一
四〇三　特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件　三一　四
四〇四　登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件　三一　五
四〇五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　三一　五
四〇六　砂防法第二条の土地を指定する件　三一　五
四〇七　船舶のトン数に関する証書交付規則及び船舶安全管理認定書等交付規則の一部を改正する件　三一　七〇　三〇八
四〇八　特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四〇九　海岸保全施設に関する直轄工事を完了した件　三一　七〇　三一
四一〇　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四一一　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四一二　国の補助の特例の対象となる津波避難対策緊急事業に係る主務大臣の定める基準を定める件　三一　七〇　三一
四一三　平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四一四　平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四一五　平成二十四年国土交通省告示第五百七号の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四一六　昭和六十三年国土庁告示第一号の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四一七　地方税法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件　三一　七〇　三一
四一八　第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四一九　第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四二〇　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める建設線を定める件　三一　七〇　三一
四二一　国土交通大臣が総務大臣と協議して定める建設線を定める件　三一　七〇　三一
四二二　東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三一　七〇　三一
四二三　特定離島路線の指定に関する告示の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四二四　平成二十五年国土交通省告示第三百三十六号の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四二五　特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令第二条の線区等を定める告示の一部を改正する件　三一　七〇　三一
四二六　トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する件　三一　七〇　三一
四二七　平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を改正する件　三一　特6　五六
四二八　住生活基本法第十二条の規定に基づき、国が密集市街地の整備改善を通じた地域における居住環境の維持及び向上を図るため講ずべき施策を定める件　三一　特6　五六
四二九　租税特別措置法施行令第二十五条第十二項及び第三十九条の七第六項の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を定める件　三一　特6　五七
四三〇　租税特別措置法第四十一条第二十四項等の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式を定める件　三一　特6　五七
四三一　租税特別措置法第四十一条第二十四項等の規定の適用を受けようとする場合要耐震改修住宅が耐震基準に適合することについての証明書の様式を定める件　三一　特6　五八
四三二　租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第三号の規定に基づき、家屋のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める件　三一　特6　五九
四三三　租税特別措置法施行令第四十二条の二の二第二項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に関する基準を定める件　三一　特6　五九